

大田区の景観における重点施策に関する他自治体ヒアリング結果概要

①景観まちづくり（面的な景観誘導）

項目	ヒアリング内容
住民発意の景観形成重点地区指定	・ない。
住民主導型で景観形成重点地区に指定するための基準の有無（面積要件等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下 3 点を景観形成重点地区の指定基準として景観計画 P2～6 に定めている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①景観形成に対する地元住民の理解や盛り上がりのある地区、あるいはそれらが期待できる地区</li> <li>②地区計画、建築協定等の住民参加によるまちづくりの取組が進められている地区</li> <li>③住民等による提案を受け、景観計画の策定または変更を行う地区</li> </ul> </li> </ul>
地域団体による事前協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>4 つの景観形成重点地区のうち、2 地区において、協議会が事前協議を行っている。協議会①は、地域住民がメンバーとなっている協議会で、特に事前相談制度は設けていないが、地元で大規模な建築を行う際には、業者が前もって会議に出席し、協議をしている。協議会②は、東京都のしゃれた街並みづくり推進条例によるガイドラインを運用している団体で、その区域内で建築行為を行う場合は、事前に協議する必要がある。</li> </ul>

②屋外広告物の規制誘導

項目	ヒアリング内容
屋外広告物の誘導方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物ガイドラインを策定し、東京都屋外広告物条例許可申請前に事前協議を実施。（今後条例化していく方向）</li> <li>景観条例による事前協議を実施。</li> <li>特定の区域において、事前協議（届出）を求めているが、今後対象地域を拡大予定。</li> <li>特定の区域以外においても、任意で届出を出してもらうことがある。</li> <li>東京都屋外広告物条例との連携、運用体制などが今後の課題。</li> </ul>
屋外広告物の事前協議を行った後に出される都条例に基づく許可申請との整合確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>行っていない。「屋外広告物」とされるもの全てを協議対象にしているのではなく、建物に含むと見ることができるものに限定している。徐々に対象を広げていきたい。色彩の基準はない。</li> </ul>
壁面アートやデジタルサイネージ、プロジェクションマッピングなどの基準等の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物ガイドラインで記載している。</li> <li>実際に誘導したことはない。</li> <li>屋外広告物景観形成ガイドラインに配慮事項を記載。</li> <li>協議はしているが、届出は求めている。</li> <li>屋外広告物ガイドラインを作成する予定。</li> <li>新たな広告物についての相談は多く受ける。期間限定の広告物であっても期間が中長期であれば協議したい（している）。</li> <li>デジタルサイネージなどは屋外広告物景観ガイドラインの中に映像装置付き広告として配慮事項を記載している。</li> <li>壁面アートについて基準等の検討はしていない。ただし、外壁に直接絵を描く場合などは、外壁の色彩基準を適用することになる。</li> </ul>

### ③個別の建築物等の景観誘導

項目			ヒアリング内容
景観アドバイザー	メンバー構成	専門分野・運用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築 2 名、土木 1 名、色彩 1 名、法律 1 名、造園 1 名。</li> <li>【「建築物等」のメンバー構成】</li> <li>・ 建物 2 名（毎回出席）、色彩 2 名（交替で出席）、植栽 2 名（交替で出席）。</li> <li>・ 会議は月 2 回開催。1 回につき 2～3 時間。月 7 件前後。</li> <li>【「屋外広告物」のメンバー構成】</li> <li>・ 建築 2 名、色彩 2 名。</li> <li>・ 会議は毎週開催。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模、大規模、超大規模によってメンバーが異なる。</li> <li>・ 景観アドバイザーの専門分野は建築、色彩、ランドスケープ、照明など。</li> <li>・ 隔週で月 2 回開催。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一級建築士 2 名</li> <li>・ ランドスケープ担当 1 名</li> <li>・ 色彩・屋外広告物担当 1 名</li> <li>・ 火曜は景観に造詣の深い景観アドバイザーが担当で、ほぼ毎週開催している。</li> <li>・ 木曜は、地元の建築士とランドスケープの専門家が隔週で担当しているが、開催しないことの方が多い。担当者が内容を確認し、あまり問題のなさそうな物件を木曜日に当てている。</li> <li>・ 再開発などの超大規模物件に関しては景観アドバイザー 4 名体制で協議を行っている。</li> <li>・ 設計者が変更の検討をしてくれるよう、やる気を刺激するような言い方でアドバイスしてくれるのでうまくいっている。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観審議会の有識者委員と同じメンバーで運営。</li> <li>・ 重複していない。</li> <li>・ 景観アドバイザーにオブザーバーとして景観審議会への出席を案内している。</li> <li>・ 超大規模の景観アドバイザーは景観審議会委員と半数が兼務。</li> </ul>
	景観審議会委員との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観審議会委員と景観アドバイザーの直接の繋がりはないが、現場サイドの話ができる人をとということで、H29 年 12 月から景観アド 1 名に審議委員になってもらい、さらに下部組織である景観新議会部会長を務めてもらっている。</li> </ul>	
民間建築物への対応方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間建築物は景観アドバイザー会議にかけず、職員のみで対応。</li> <li>・ 判断に悩む場合、景観アドバイザー会議に意見を聴くこともある。</li> <li>・ 景観アドバイザー会議の対象は届出全件。</li> <li>・ 景観アドバイザーからの助言は区への助言と認識。</li> <li>・ 景観アドバイザー会議の出席者は基本的に区の職員のみで、景観アドバイザーの意見を職員から設計・事業者に伝え、指導している。</li> <li>・ 大規模なものに限り設計・事業者に景観アドバイザー会議への同席を求めている。</li> </ul>		
助言に対する強制力の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観アドバイザー会議に強制力はない。</li> <li>・ 景観アドバイザーの助言には強制力を持たせていない。</li> </ul>		
会議記録の蓄積、フィードバックの有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議事録により記録を蓄積。</li> <li>・ 特殊事案は、担当者で情報共有。</li> <li>・ 定期的な振り返りは実施していない。</li> <li>・ 景観アドバイザーを長く務めてくれている人が経験を基に助言してくれる。</li> <li>・ 竣工後の景観アドバイザーによる現場見学は行っている。</li> <li>・ 事後評価の仕組みは今後の課題。</li> </ul>		

項目	ヒアリング内容
会議記録の蓄積、フィードバックの有無（続）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観アドバイザー会議での景観アドバイザーの助言や考え方、協議検討が必要になった例などは記録して蓄積している。</li> <li>・ 担当者は過去の事例を見て考えることができる。</li> <li>・ 工事完了後の現場見学を行う場合もある。</li> </ul>
景観アドバイザー会議や事前協議等の振り返りの仕組みや機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じて行うが、定例的（制度的）な取組はない。</li> </ul>
景観審議会の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 超大規模（100m超）に限る。基本計画段階から、工事最終のサイン、外構まで協議するので年単位になる。</li> <li>・ 年間1～2件。今後は対象を増やしていく予定。</li> </ul>

#### ④ 公共施設等の景観誘導

項目	ヒアリング内容
景観誘導の仕組みやガイドラインの策定等の取組有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指針を策定。</li> <li>・ 色彩は国土交通省の基準内で要望している。</li> <li>・ 影響が大きいものについては景観アドバイザー会議に相談する。（特に色彩）</li> <li>・ 行っていない。</li> <li>・ 歩道橋の色を変更したことはある。</li> <li>・ ガイドライン策定は庁内の合意を取ることが難しい。</li> <li>・ ガイドラインはない。</li> <li>・ ガイドラインを策定している。</li> </ul>
公共施設独自の運用基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共工事を、面積を基準として複数のランクに分け、それに合わせた誘導を行っている。</li> <li>・ 設けていない。</li> <li>・ 公園内のトイレなど届出に満たないものは事前協議と景観アドバイザー会議までかけることがある。交番について設計から変更をしてもらったことがある。</li> <li>・ 公共施設整備景観ガイドラインを設け、民間に比べさらに上乘せの景観への配慮を求めている。</li> <li>・ 区が補助している事業者等が行う整備については、準拠することを求めている。</li> <li>・ 国、都及びこれらの補助事業者等、他の地方公共団体、公的機関等（公的住宅供給機関、鉄道等交通事業者、電力・通信・ガス各事業者）が行うものは、理解と協力を求めるものとしている。</li> <li>・ 安全性は最優先に考える。（安全を優先させた色など）</li> </ul>

#### ⑤ 夜間景観の形成

項目	ヒアリング内容
夜間景観に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外広告物ガイドラインに夜間景観に関する記載がある。</li> <li>・ 強制力はないので、お願いのレベル。</li> <li>・ 景観アドバイザー会議にはかけないが、判断に迷った場合は相談する。</li> <li>・ 景観計画の中で夜間景観の取り扱いについて何かしらの記載はする予定。</li> <li>・ 現時点では検討していない。</li> <li>・ 景観計画では、景観形成基準として「周辺の土地利用に配慮した照明」や「夜間照明の配慮」と記載している。</li> <li>・ 毎年行っている河川のライトアップについては、景観に事前相談があった。先日しゅん工した体育館にライトアップの計画があるが、それについても相談があった。</li> </ul>